

# 岡山県苫田郡鏡野町立大野小学校 いじめ問題対策基本方針

令和5年4月

## いじめに関する現状と課題

遊びの中でのすれ違いやふざけあいやからかいが原因となり、言葉によって相手を傷つけるような行為が学校生活の中で見受けられる。集団になったとき、集団内の人間関係から、いじめにつながるような行為に同調してしまう児童もいる。そして、このような児童の言動は大人の目の届きにくいところで行われることが多い。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、これに迅速かつ組織的に対応するため、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。児童に「いじめは決して許されない」という理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いを尊重し合う心をはぐくむ。また、早期発見のため、教職員が児童の変化に気づく力を高め、家庭と連携して早期対応に取り組む。

### <重点となる取組>

- ・エネルギーをいじめに向けない学級経営、人間関係の構築に取り組む。(事前防止)
- ・いじめを積極的に認知し、100%の解決を目指して組織的に取り組む。(早期対応)

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・PTA総会・学級懇談の場や学校・学級だより等を活用し、いじめ問題に対する学校の基本方針、保護者の責務、家庭教育の大切さを再確認し、保護者や地域の理解を得る。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談等により迅速かつ誠実な対応に努める。
- ・学校評議員や見守り隊の方々の協力を得て、児童の学校外での生活に関する情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。
- ・保護者が相談したり支援を受けたりできるように、関係機関の窓口の周知を図る。

### 学 校

#### い じ め 対 策 委 員 会

##### <対策委員会の役割>

- ・いじめを生まない素地づくりとして、積極的な生徒指導を進める。
  - ・いじめ事案に対していじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組む
- ##### <対策委員会の開催時期>
- ・学期1回開催。緊急時は臨時に開催する。
- ##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>
- ・対策委員会後、全職員がそろそろ終礼や会議等で、内容の伝達を行う。緊急の場合はその都度行う。
- ##### <構成メンバー>
- ・校外  
民生児童委員、SSW、SC
  - ・校内  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・鏡野町教育委員会
- ・県総合教育センター
- ・児童相談所
- ・県青少年総合相談センター
- ・SSW、SC

#### <連携の内容>

- ・日頃から、いじめに関わる問題について相談をし、情報の共有に努める。

#### <学校側の窓口>

- ・教頭

#### <連携機関名>

- ・津山警察署、香々美駐在所、小田駐在所

#### <連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換の場をもつ。

#### <学校側の窓口>

- ・教頭

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①  
い  
じ  
め  
の  
防  
止

- ①学級経営の充実
- ②わかる授業づくり
- ③人権教育の充実
- ④道徳教育の充実
- ⑤縦割り班活動や体験活動によるコミュニケーション能力の向上
- ⑥インターネット等のメディアに関連したいじめ防止対策
- ⑦3つの「あ」に取り組む。(あいさつ・あつまり・あるき方)
- ⑧相談体制の整備
- ⑨学級懇談や学校・学年だより等による学校のいじめ問題対策についての方針等の周知

②  
早  
期  
発  
見

- ①朝の会、帰りの会や授業中などの観察
- ②心のアンケートの実施
- ③教育相談の実施
- ④hyper-QUによる学級生活状況調査
- ⑤教職員間の情報交換やケース会議等による情報の共有と教職員連携
- ⑥保護者や学校評議員、生徒指導連絡協議会、学校・園、地域の関係機関からのいじめの情報収集と情報提供の依頼
- ⑦校外の相談機関や相談窓口等について保護者への周知や広報
- ⑧「ネット・パトロール事業」や実態調査による、児童のSNSを含むネットの利用実態の把握と指導

③  
い  
じ  
め  
の  
対  
処

- ①正確な実態把握
- ②指導体制・方針の決定
  - ・速やかに校内いじめ対策委員会を招集し、指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図ったり指導体制を整える。
  - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ③子どもへの指導・支援
  - ・いじめられた児童の保護。心配や不安を取り除く。
  - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに人権意識を持たせる。
  - ・インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、関係機関と連携を図り、解決に努める。
- ④保護者との連携
  - ・保護者に事実確認により判明した情報を適切に提供し、いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
  - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ⑤外部機関との連携
  - ・必要があると判断した場合、校外を含めたいじめ対策委員会を招集し、対応の方針を決める。
  - ・SSWや警察等の外部機関との連携を図る。
- ⑥いじめ発生後の対応
  - ・継続的に指導・支援を行う。必要があれば、スクールカウンセラーを活用し、児童の心のケアを図る。